

杉浦 浩美 埼玉学園大学大学院専任講師

介護と就労 「ケアする権利」をめぐって

すぎうら ひろみ

立教大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。専門は、労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント、家族社会学。立教大学社会福祉研究所特任研究員。

著書に、『働く女性とマタニティ・ハラスマントー「労働する身体」と「産む身体」を生きる』（大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞）、共著に『セクシュアリティの多様性と排除』（明石書店、2010年）、『自立と福祉』（現代書館、2013年）、『多元的共生社会の構想』（現代書館、2014年）、『なぜ女性は仕事を辞めるのか』（青弓社、2015年）等がある。

介護と就労の問題を、本特集では、「ケアする権利」という観点から考えてみたい。

労働者にとっての「ケアする権利」とは何か。ここでは、「ケア」を「介護」の意味だけで用いているのではない。「ケア」には、もともと、「配慮」「気遣い」といった意味があり、そこから「世話」という意味でも用いられる。医療の分野では「看護」の意味でも用いられ、家族をめぐる議論では、「ケア役割」といった使われ方をするように、「家族の世話」、すなわち「介護」や「育児」（時に「家事」）を意味する言葉もある。労働者にとっての「ケアする権利」とは、言いかえれば、「育児」や「介護」などの「家族的責任を果たす権利」ということになるだろう（この定義については、後半で改めて考えることにする）。

言うまでもなく、日本の職場は、労働者の「ケアする権利」を認めてこなかった。高度経済成長期以降の、性別役割分業を軸とした男性労働者中心の「働き方」においては、男性が仕事に専念し、女性がケア役割を担うことが求められたからだ。「ケア」を排除することで、効率化を図ろうとする職場においては、「ケアする権利」を主張することはできなかった。「育児」や「介護」といった「ケアを抱えた労働者」は、それが女性であれ、男性であれ、仕事に専念できない「非効率的な労働者」として、排除の対象とされたからだ。だが、そうした排除の論理が、いよいよ通用しなくなったというのが、現在の状況ではないだろうか。長らく「女性の問題」とされてきた「ケアと就労」の問題は、少子化問題を背景に、まず、「育児との両立」が社会問題化されたが、「育児」以上に、男性もケアの当事者であることをつづけているのが、「介護」であろう。

総務省の「就業構造基本調査」（平成24年）によれば、働きながら介護をしている雇用労働者は、239万9000人、そのうち女性が137万2000人、

男性は102万7000人となっている。年齢では「55～59歳」が最も多く、雇用者総数に占める割合は、女性が13.1%、男性が7.5%である。50代の雇用労働者の10人に1人が、介護を抱えながら働いていくことになる。また、介護・看護のために離職した人は、10万1100人。女性が8割を占めるが、男性離職者も2万人となっており、労働力人口の減少が指摘されるなかで、働き盛りの介護離職が、新たな社会問題となっている。「働きながらの介護」、あるいは、「介護しながらの就労」は、いまや、女性、男性、家族、職場にとって、取り組まれるべき喫緊の課題である。それは、女性たちが、長らく訴えてきた「ケアを抱えながら働ける社会」の実現が、男性にとっても切実な課題となったことを意味する。

さらに筆者は、「ケアする権利」の「ケア」には、「誰かの世話をする」という他者への行為だけでなく、「(自らの)身体へのケア」という意味、すなわち「自分の身体を気遣う(配慮する)」という意味も含まれていると考えている。話が少し横道にそれるが、筆者は、2001年から「マタニティ・ハラスメント」の調査・研究に携わっている。2013年の連合調査をきっかけに、社会に広く知られることになった「マタニティ・ハラスメント」だが、多くの人は、「妊娠した女性が職場でうける、嫌がらせ」というように理解しているのではないだろうか。もちろん、そうした行為を含む概念ではあるのだが、筆者自身は、この問題もまた「ケア」をめぐる問題であると考えてきたし、そう訴えてきた。妊娠期とは、何らかの「身体へのケア(配慮)」が必要な期間である。だが、多くの女性が、妊娠期特有の症状を、「隠したり」「我慢したり」「無理をしたり」して働いている。「ケアを必要とする身体」は「非効率的な身体」として、排除の対象となりかねないことを知っているからだ。だが、こうした「働き方」が、母体や胎児にとってリスクな働き方であることは言う

までもない。「嫌がらせ」などという行為がないとしても、働く妊婦にとっては、こうした職場のありようそのものが、すでに「抑圧」なのである。しかし「身体へのケア」を主張できずに苦しんできたのは、女性ばかりではないはずだ。弱音をはかずに過酷な労働に耐えることが求められた男性労働者もまた、「ケア不在の働き方」に苦しんできたのではないか。「過労死」も「過労自殺」も「メンタルヘルス」も、こうした「働き方」がもたらした悲劇だろう。

したがって、労働者の「ケアする権利」とは、先に定義した「家族的責任(ケア役割)を果たす権利」だけではなく、もうひとつの「ケア」、「自分の身体をケアする権利」をも含まなければならないと考えている。「ケアを抱えながら働ける社会」とは、「育児」や「介護」といった家族的責任を果たせると同時に、自分の心身への配慮もきちんと保障される、そういう社会であろう。

少子高齢化社会とは「誰もがケアを抱える社会」であるが、それは「自らの身体ケア」も含めて「誰もがケアを必要とする社会」である。企業も職場も、「ケア」を排除するのではなく「ケア」を包摂する、その新しいやり方を模索しなければならないはずだ。

本特集の4人の執筆陣は、いずれも「介護と就労」について、それぞれご専門の領域から、多くの問題提起をされてきた論者である。社会学者である天田城介氏には、「ケアと労働」についての理論的枠組みを提示していただき、男性介護者問題の第一人者である津止正敏氏には、男性介護者の実態とそれを考えるための論点を示していただいた。企業の取り組みについては、矢島洋子氏にご提言をお願いし、「息子介護」のご研究をされている平山亮氏には、「親を介護する」という観点からの議論をいただいた。